会議の結果要旨

１　開催した会議の名称
　精華町選挙管理委員会
２　開催日時
　令和４年３月８日　午後６時００分から午後７時１５分まで
３　開催場所
　精華町役場５階行政委員会室
４　議題
　内　容：上記委員会の内容は、下記のとおりです。

記

（１）投票区及び投票所の編成について（課題と対策）
　ア　課題
　（ア）投票所の位置が投票区の中心から外れている。
　　（第２、４、６、１３、１４投票区）
　（イ）１投票区の選挙人の数が国の基準（おおむね３，０００人）を超えた過大投票区である。
　　（第６、１２、１３、１４投票区）
　イ　対策（事務局案）
　■課題（ア）
　（ア）第２投票区
　　第１投票区の一部（舟の一部：大字下狛小字市場、流口、西川原、百久保及び本庄）を第２投票区に移すことにより、第１投票区及び第２投票区の選挙人の数の平準化を図り、投票区の中心からのずれを解消する。
　（イ）第４投票区
　　北稲八間集会所の改築工事が行われることにより、現状の川西小学校に投票所を移した経過があるため、北稲八間集会所の改築後に、再度、検討する。
　（ウ）第６、１３、１４投票区
　　もう１つの課題（過大投票区）も兼ねているため、併せて検討する。
　■課題（イ）
　選挙人の数が最も多い第１３投票区を分割し、その後の投票率の推移等、分割に要した費用等に対する効果を確認したうえで、残る第６、１２、１４投票区について検討する。
　事務局から委員に説明があり、次のとおり意見があったうえで、①第１投票区の一部（舟の一部）を第２投票区に移すことについて、関係機関（自治会等）と協議を進めていくこと、②第１３投票区について、投票所の移設先候補（集会所等）を現地で見ていただいたうえで、再度、委員会で議論いただくこと、の２点について、決定された。

・精北小学校が家から見えているだけに、（第１投票区の選挙人で投票所の場所を）勘違いする人がいる。
・（第２投票区について）旭地区は少し離れており、僧坊の集会所も真ん中ではない。むくのきセンターは東である。
・むくのきセンターならば、みんな車で移動し、歩いていく人は少ないのではないか。まだ、精北小学校の方が歩いていく人が多いのではないか。
・（舟の一部を第２投票区に入れることについて）人数も整理でき、（煤谷川を挟んで）分かりやすくていいのではないか。
・（第１投票区の選挙人の）人数が減ることで、（菱田集会所の）混み具合も変わってくる。
・第４投票区は北稲八間集会所が建ち上がれば従前どおりとなり、（選挙人の）人数的にも８００人程度で大きな影響はないので、いいのではないか。
・（第１３投票区の分割について）単純に（光台）二丁目から六丁目と、七丁目から九丁目に分けると、地域的には歪になるが、（選挙人の）人数的にはそういう分け方しかできないのではないか。
・（第１３投票区を）光台二丁目から六丁目と、七丁目から九丁目で割ったとしても、（前投票所の）コミュニティホールは七丁目になってしまう。
・（東光小学校の）場所が広いから、（光台）六丁目も東光小学校に行ってもらい、あとの二丁目、四丁目、五丁目は、集会所であれば、人数的な対応ができそうなところ。集会所は、多分１、２台くらいしか駐車場がないと思うので、歩いて来られる状態であれば、四丁目、五丁目の集会所であったら、歩いても来てもらえそうな感じではないか。
・（光台）四丁目の集会所であれば、二丁目からまっすぐ歩いて来られる。五丁目だと、少し端の方まで道路を渡らないといけないので、真ん中となれば四丁目の方がいいのではないか。
・（光台）二丁目、四丁目、五丁目で（選挙人の数が）１，８００人くらいなので、集会所でもキャパシティとしてはいける感じではないか。
・ＮＴＴやＡＴＲなど駐車場も広いし、民間なのでなかなか難しいと思うが、（投票所として使用することは）無理なのか。
・ひかりだい保育所（公設民営）が（投票所として）使えれば、駐車場もある。
・精華台で、投票所として（せいかだい）保育所は使えないのか。駐車場は結構広い。
・保育所であれば、日曜日の選挙のために、土曜日に準備しようと思えば、少し難しいところもあり、（場所が）限られてしまうかもしれない。

（２）令和４年４月１０日執行予定の京都府知事選挙の管理執行について

ア　選挙管理委員会が選挙に関する事務を取り扱う場所について

イ　投票所について

ウ　期日前投票所について

エ　投票管理者及び同職務代理者等の選任について

オ　期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者等の選任について

カ　ポスター掲示場設置場所について

キ　開票所及び開票開始時刻について

ク　開票管理者及び同職務代理者の選任について

ケ　氏名等掲示の掲示順序を定めるくじの実施について

コ　開票立会人を定めるくじの実施について

以上１０項目の管理執行について事務局から委員に説明があり、事務局案のとおり決定された。

5　その他

（1）主要事務日程について

（2）選挙特集号の各戸配布について

（3）期日前投票事務取扱について

（4）令和４年３月定時登録について

以上４項目のことについて事務局から委員に報告又は説明があり、事務局からの報告のとおり又は説明のとおり承認又は確認された。

6　公開・非公開の別

公開

傍聴者なし

7　出席者

委員長	大久保　憲二	松井事務局長
委員	福味　由利子	森島書記
委員	植西　和美	八木書記
委員	石田　豊	